

# リハビリ機器の中国輸入に係わる法律規則

## 第3章日本製リハビリ機器の中国展開に関する調査

### 3-1. 中国におけるリハビリ機器に係る法制度

#### 1) リハビリ機器の中国輸入に係わる法律規則

中国へリハビリ機器として輸入し販売する場合、国家標準化管理委員会の内部組織である『全国障害者リハビリ及び専用設備標準化技術委員会』が設定したリハビリ機器としての標準品目に該当し安全通用要求（仕様）も満たす必要がある。海外のリハビリ機器を取り扱う中国企業によると関税において、日本では身体機能向上に用いる場合の機器については関税がかからないが、中国ではリハビリ機器には30%の関税がかかるとの情報を得ている。

（例）

- ・「GB 24436-2009 リハビリテーショントレーニング機器安全通用要求」
- ・「GB/T 28919-2012 リハビリテーショントレーニング機器チルトテーブル」
- ・「GB/T 26340-2010 調節式リハビリテーショントレーニングマシン」
- ・「GB/T 26346-2010 リハビリテーショントレーニング機器大腿四頭筋トレーニング椅子」

出所) 国家標準化管理委員会検索サイト

(<http://gbread.sac.gov.cn/bzzyReadWebApp/standardresources.action?m=frontCommonSelect&pageNum=1>)